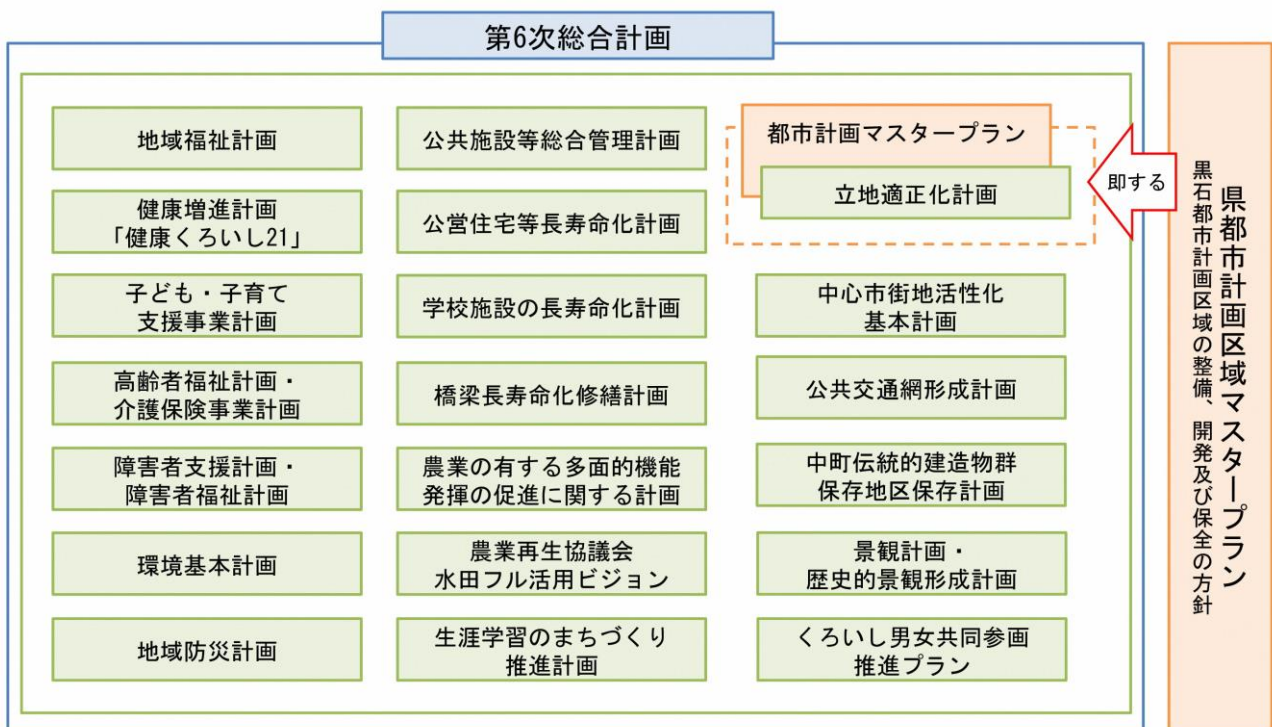


## 第4章 誘導施策の検討

### 1. 基本的な考え方

「持続可能なネットワーク型コンパクトシティ」の実現に向けた取り組みは、公共施設の再編、中心市街地活性化、公共交通の充実、医療・福祉等のまちづくりに関わる様々な関係施策と連携を図り、それらの関係施策や計画との整合性や相乗効果等を考慮しつつ、総合的に検討することが必要です。

本市においても、下図の各計画のほか、様々な計画と連携を図り、誘導施策に取り組んでいきます。



## 2. 誘導施策

### 1) 誘導施策

まちづくりの方針等を踏まえ、居住や医療・福祉、商業、公共交通等の様々な都市機能の誘導を促進し、持続可能な都市を目指します。

中心市街地の回遊性を高め、商業・業務地区の賑わいの再生を図ります

誘導施策	取組内容
ハード事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・市庁舎の利用しやすさに配慮した施設・窓口の整備</li><li>・市立図書館の整備</li><li>・「こみせ」の再生整備（黒石市歴史的景観形成計画）</li><li>・「かぐじ」を活かした広場整備</li><li>・都市機能誘導区域内の広場や通路等安全な歩行空間の整備</li></ul>
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市機能の誘導・維持</li><li>・低未利用地の整備促進に向けた、低未利用土地権利設定等促進計画・立地誘導促進施設協定の活用の検討</li><li>・空き店舗の活用に係る情報発信や建物修繕等の支援</li><li>・子育て支援の充実</li><li>・高齢者・介護福祉の充実</li><li>・コミュニティバス（回遊バス ぶらっと号）の再編</li></ul>

中心市街地の魅力を高め、多くの人々が訪れ利用する環境づくりを進めます

誘導施策	取組内容
ハード事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・「こみせ」の再生整備（黒石市歴史的景観形成計画）</li><li>・「かぐじ」を活かした広場整備</li><li>・都市機能誘導区域内の広場や通路等安全な歩行空間の整備</li><li>・観光交流に資する施設整備（宿泊施設、文化交流施設など）</li></ul>
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・都市機能の誘導・維持</li><li>・子育て支援の充実</li><li>・高齢者・介護福祉の充実</li><li>・空き店舗の活用に係る情報発信や建物修繕等の支援</li><li>・歴史的建造物をマネジメントする総括的な仕組み・体制づくり（市内の歴史的建造物の実態に関する情報収集、保全や維持管理等の支援、活用による収益事業等）</li></ul>

多様な世代が移動しやすい公共交通の充実を図ります

誘導施策	取組内容
ハード事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・バスの待合所整備の検討</li> </ul>
ソフト事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市機能の誘導・維持</li> <li>・中心市街地の主要な施設と、市街地や集落地の生活拠点とを結ぶバス交通の充実</li> <li>・コミュニティバス（回遊バス ふらっと号）の再編（公共交通網形成計画等）</li> <li>・バス停周辺など利便性の高いエリアへの居住の誘導</li> <li>・小中学校スクールバス運行</li> <li>・バス利用への付加価値づくりの検討（環境への配慮、健康づくり、宅配サービス等）</li> </ul>

## 2) 法に基づく届出・勧告制度の運用

届出・勧告制度は、居住誘導区域外における住宅開発等の動きや都市機能誘導区域外における誘導施設整備の動きを把握するものです。居住誘導区域外で一定規模以上の住宅開発等を行う場合、又は都市機能誘導区域外で誘導施設に係る開発行為や建築行為を行う場合には、着手する30日前までに市長への届出が必要になります。

なお、届出により、誘導施設や居住の誘導等に何らかの支障が生じると判断された場合は、市長が勧告を行う場合があります。

### (1) 都市機能誘導区域に係る届出・勧告制度

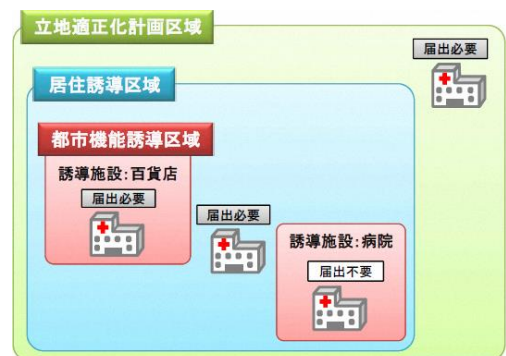
都市機能誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要です。

#### 【開発行為】

- ・ 誘導施設の建築目的の開発行為を行おうとする場合

#### 【建築等行為】

- ・ 誘導施設を新築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して誘導施設とする場合



また、都市機能誘導区域内の既存の誘導施設を休止又は廃止しようとする場合は、事前に届出が必要です。

### (2) 居住誘導区域に係る届出・勧告制度

居住誘導区域外で以下の行為を行おうとする場合は、事前に届出が必要です。

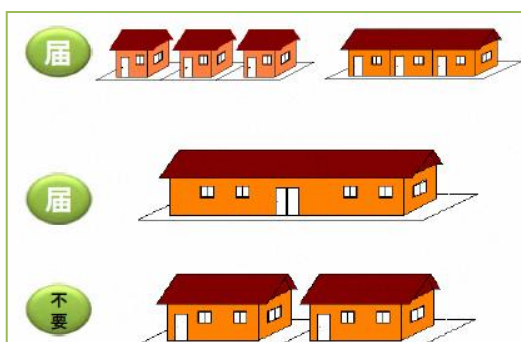
#### 【開発行為】

- ・ 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為を行おうとする場合
- ・ 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

#### 【建築等行為】

- ・ 3戸以上の住宅を建築しようとする場合
- ・ 建築物を改築し、又は用途を変更して住宅等とする場合

#### 【開発行為】



#### 【建築等行為】

